

I. はじめに

先月から2回にわたって、2021年度税制改正の概要を紹介しています。今回は企業向けの改正内容をお届けしました。今回は家計向けの主な改正について解説します。新型コロナウイルス感染拡大の打撃を受けた個人の負担を和らげ、民需を下支えするための措置が織り込まれています。

II. 負担軽減のための措置

(1) 住宅ローン控除

住宅ローン減税は、住宅ローンを組んでマイホームを取得あるいはリフォームする場合に、「年末ローン残高（一般住宅は4,000万円が限度）×1%」の税額控除を認めることで、住宅購入を後押しする制度です。控除期間は原則10年ですが、消費増税時の需要喚起策として、消費税10%で取得した住宅については3年間延長され、13年となりました。11~13年目の控除額は次のいずれか少ない金額であり、増税分2%を延長された3年間で回収できる設計となっています。

- 年末ローン残高（一般住宅は4,000万円が限度）×1%
- 建物価格（一般住宅は税抜4,000万円が限度）×2%÷3

当初2020年12月までだったこの時限措置は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて2021年12月まで1年間延長されましたが、今回の税制改正において2022年12月までさらに1年間延長されます。

控除期間13年の特例を受けるための契約・入居期限

	契約期限	入居期限
2019年度 税制改正	-	2020年12月
新型コロナ 租税特別措置法	注文住宅：2020年9月 建売住宅：2020年11月	2021年12月
2021年度 税制改正大綱	注文住宅：2021年9月 建売住宅：2021年11月	2022年12月

また、1人世帯や2人世帯の増加といった世帯構成の変化を踏まえ、改正前は50㎡以上だった床面積要件が40㎡以上に引き下げられます。一方で、富裕層を中心に居住用として住宅ローン減税の適用を受けてマンションを購入したにもかかわらず、投資用に転用するケースが出てくるとの懸念から、

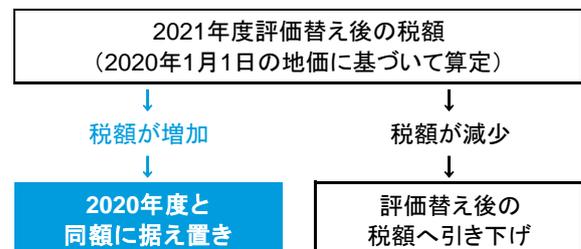
新たに対象となる40㎡以上50㎡未満の住宅については、所得制限が3,000万円以下から1,000万円以下へ厳しくなります。

なお、控除率1%を下回る金利で住宅ローンを借り入れている割合が78%に上り、制度趣旨に合わないとの指摘があることから、2022年度税制改正において控除額や控除率のあり方を見直す方針が示されています。そのため、今後は現行制度どおりの控除が受けられない可能性があります。

(2) 土地にかかる固定資産税の負担調整措置

2021年度は3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年にあたります。本来であれば1年前の2020年1月1日を基準日として算定された評価額に基づいて税額が決定されますが、新型コロナウイルス感染症が拡大する前であり、近年の全国的な地価上昇傾向を踏まえれば税額が増加する地点が相当数に上ることが懸念されました。

そこで今回の税制改正では、評価替えにより税負担が急激に増えないよう段階的に引き上げる仕組みである負担調整措置を2021年度から2023年度まで継続することに加え、それでも税額が増加する土地は、2021年度に限り前年と同額に据え置く措置が講じられます。



III. 退職所得課税の適性化

現行の制度では、退職金が長期にわたる勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるものであり、退職後の生活保障的な所得であることを考慮して、勤続5年以下の役員を除き、退職金から退職所得控除額を差し引いた残額の2分1のみが課税対象となります。

ところが、当初から短期間勤務が予定されている従業員が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることで、税負担を回避するといった事例が指摘されたことから、本改正により勤続5年以下の従業員も2分の1課税の対象外となります。ただし、雇用が流動化している現状に配慮して、

課税対象 300 万円までは引き続き 2 分の 1 課税の対象です。これらの措置は 2022 年度から適用されます。

2分の1課税の適用対象（従業員）

勤続年数	退職所得控除額差引後の残額	
	300 万円以下	300 万円超
5 年以下	対象	対象外
5 年超	対象	対象

IV. 車体課税の見直し

世界的な脱炭素の動きの中で、より環境性能の高い自動車の選択をユーザーに促すとともに、コロナ禍に伴う消費の落ち込みを抑えるために、全体的に増税としないよう見直しが行われました。

(1) 自動車重量税

車検時にかかる自動車重量税に適用されるエコカー減税は、現行より40%程度厳しい新たな2030年度燃費基準に切り替えたうえで、2023年4月まで2年間延長されます。免税対象割合は現行水準と同じ約25%、減税対象割合は同じく約70%となる要件を維持します。

改正後の免税・減税要件

要件	初回車検	2 回目車検
電気自動車、燃料電池車等	免税	免税
ガソリン車、ハイブリッド車等		
2030 年度基準 120%達成	免税	免税
2030 年度基準 90%達成	免税	-
2030 年度基準 75%達成	50%減税	-
2030 年度基準 60%達成	25%減税	-

これまで電気自動車等と同じ一律2回の免税対象であったクリーンディーゼル車は、相対的に環境性能が劣ることを理由に、ガソリン車と同様の取扱いに変わります。ただし、クリーンディーゼル車を主力とするメーカーへの影響を緩和するために、2021年度は無条件に、2022年度は現行の燃費基準の達成を条件に、初回車検時に限って引き続き免税が受けられます。

(2) 自動車税環境性能割

自動車の燃費に応じて購入額の1~3%を課税する環境性能割は、エコカー減税と同じ2030年度燃費基準を導入しつつ、税額を1%軽減する臨時措置を2021年12月まで9ヶ月間延長します。

V. 育児にかかる助成の非課税措置

(1) ベビーシッター・認可外保育所の利用

ベビーシッターや認可外保育所を利用した際に、国や地方自治体から助成を受けると雑所得となります。この雑所得に対する課税が育児の負担になっているとして、これらの助成は非課税とする措置が講じられます。

(2) 産後ケア

出産後まもない母親と子どもを支援する目的で、地方自治体は保険指導や授乳指導、育児指導などを提供しています。これらの産後ケアは保険診療と異なるため、利用者が支払う利用料や自治体が事業者を支払う委託費には消費税が課されます。本改正で産後ケア事業にかかる消費税が非課税となり、税制面から産後ケアの普及を後押しします。

VI. 贈与税の非課税措置

(1) 住宅取得等資金

父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けたとき、最大1,500万円まで贈与税が非課税となります。この非課税枠は2021年4月以降1,200万円に縮小される予定でしたが、住宅ローン減税と併せて住宅需要を下支えするため、2021年12月まで現行の非課税枠が据え置かれます。受贈者の贈与年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合に床面積要件が40㎡以上に引き下げられる点も同様です。

(2) 教育、結婚・子育て資金

父母や祖父母から教育、結婚・子育ての資金援助を受けた場合に贈与税を非課税にする優遇措置が2023年3月まで2年間延長されます。非課税枠の上限は次のとおりです。

- 教育資金：1,500万円
- 結婚・子育て資金：1,000万円（結婚資金は300万円）

一方で、節制的な利用を防ぐために、一部要件が厳しくなります。通常、子どもを飛び越えて孫が相続する場合は、相続税を1回免れたという理由から、子どもが相続するのに比べて相続税が2割加算される制度があります。本措置についても、祖父母の死後にお金の使い残しがあれば、孫が相続によって資産を取得したとみなして新たに2割加算が適用されます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>